

- ✓ 近年、7月～10月は真夏日（30°C以上）、日照時間が増加している。
- ✓ 降雨量は維持されたまま、降雨日数が減少している。

考察

→これらの影響は、植物の成長メカニズムから、雑草に次の変化をもたらしていると推定できる。

- ・夏季における雑草の成長が加速化している。
- ・雑草の生育期間が長期化している。
- ・多年草が増加している。（地下茎や根が発達し土壤中に残る。）

【現象面での裏付け】この雑草の変化について、8月～12月の雑草の繁茂の状況に、否定できる事象は見当たらないため、妥当すると考えられる。

(1) 要望件数と内容の例示

- ✓ 道路・河川・公園とともに、雑草に関する要望件数は増加している。

[件数]

	R5年度	R6年度
道路	2,262	2,654
河川	359	465
公園	248	224

日付	内容
R6.8.20	異常気候なのか、最近、街中での雑草が目立つ。 世界で、いい街だなと思えるところは、どこも緑化整備が進んでいる。 生活空間や、都市の緑化を後退させないでほしい。
R6.9.9	街中は草がぼうぼうで、景観を損ねているだけでなく、歩道等を占領しポイ捨ても助長している。 除草費はただの草刈り費用ではなく、景観などすべてにかかる必要経費である。
R7.9.15	街中の道路の雑草が伸び放題でとても汚い。車道に出るときも見えにくくて危ない。 前は定期的に刈られていたようだが、最近は草が生い茂っていて街全体が汚く見える。
R7.9.23	道路や公園の草が生えすぎて虫が多く、子供たちが安心して遊べない。 車を運転していても草が邪魔。草刈りはどれくらいの頻度で行われているのか。

- ✓ 要望内容を分析すると、大まかに6つのカテゴリーで整理される。

- A 安全・安心
- B 景観・美観・イメージ
- C 緑化・環境（コンクリート化／緑の質）
- D 予算・優先順位（行財政への意見）
- E 管理水準・作業頻度・方法
- F 地域間の公平性

考察 → 除草は「安全」「景観」「環境」「財政」の複合課題である。

※単なる清掃業務ではない。

- Co化と緑化の按配が、住民による価値観の違いとして表面化している。
- 頻度・エリア配分・情報提供など「運用レベルの工夫」を求める声が多い。

【定義】有用植物の生育を妨げる「雑草」を除去する作業を指す

■目的

- 施設の機能維持や景観を阻害し、病害虫の発生源にもなる雑草を取り除く
- 有用植物（作物、庭木、観賞植物など）の生育環境を確保し、栄養分、水分、光などの資源の競合を避ける

■対象

- 一般的に、人間にとて価値のない、あるいは有害であると認識される植物
- 場所や状況によって、「雑草」の定義は変わり得る
(例：畑では雑草でも、山では有用な野草となることもある)

■主な方法

- 手作業 … 手で引き抜く、草刈り鎌を使用する など
- 機械作業 … 草刈り機、除草機 など
- 化学的除草 … 除草剤の使用 など
- 物理的除草 … 熱による除草 など

✓ 道路・河川・公園 除草面積の合計 約863万m²

→北九州市の全域面積の2%にも満たないものの。。。

→みずほPayPayドーム福岡に換算すると約123個分 ※建築面積：7万m²で試算



× 1 2 3

2. 道路

✓ 道路 除草面積 約 196万m²

中央分離帯 約 18.5万m²

植樹帯・植樹枠 約 48.1万m²

道路のり面 約 106.6万m²

残地・その他 約 22.6万m²

植樹帯・植樹枠



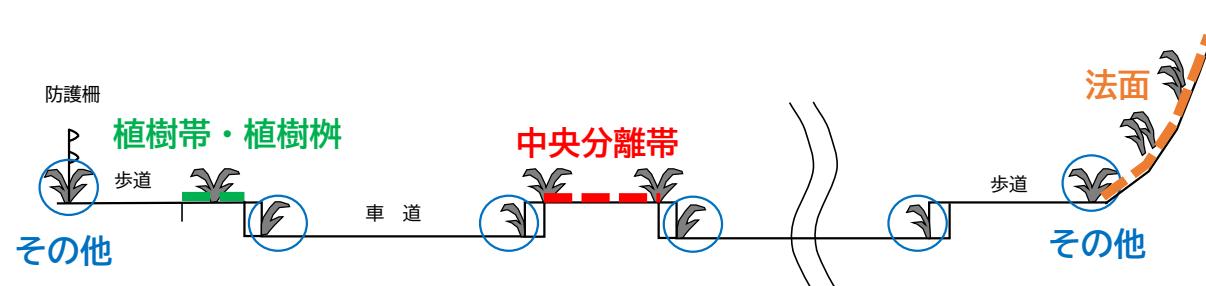
法面



中央分離帯



その他



✓ 河川 除草面積 約 61万m²

河床・河道 約 14.1万m²

護岸 約 7.3万m²

のり面 約 21.4万m²

河川管理道 約 9.8万m²

親水広場 約 3.7万m²

河川外水路 約 3.1万m²

その他 約 1.8万m²

河床・河道



親水広場



のり面



河川管理道



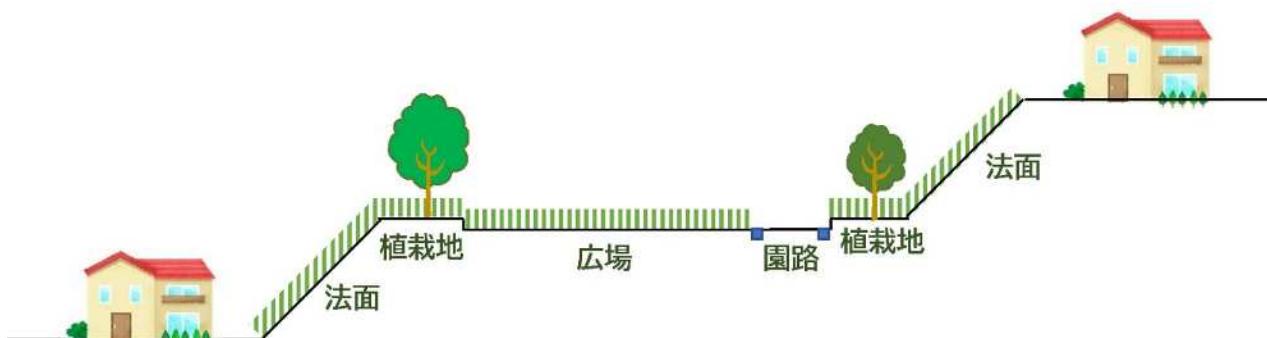
✓ 公園 除草面積 約606万m²

公園 約558.1万m²

靈園 約42.8万m²

その他 約5.2万m²

公園



靈園



V 除草の情報 (3) 考え方

39

- ✓ 定期的な除草と臨時的な除草を実施している。
- ✓ 施設ごとの考え方は、以下のとおり。

道路：（定期）毎年、雑草が繁茂するのり面等を定期的に行う

（臨時）安全パトロールや市民要望に基づき、安全面で配慮が必要な場所について臨時的に行う

河川：（定期）必要最小限の自然への働きかけとして、
河床・河道、のり面等を定期的に行う

（臨時）住環境や景観に配慮が必要な箇所もしくは親水広場など
市民要望が多い箇所について、臨時的に行う

公園：（定期）公園愛護会の活動範囲外

（臨時）公園愛護会が解散により管理できなくなった箇所等について
臨時的に行う

V 除草の情報 (4) 回数と時期

- ✓ 道路では、植樹のある中央分離帯や植樹帯については年2回、のり面などその他は年1回。
- ✓ 河川では、年1回を原則としつつ、特に治水、景観・利用に配慮が必要な箇所は、回数を増やす。
- ✓ 公園では、年2回。

【道路】回数・時期			【河川】回数・時期		【公園】回数・時期	
種別	除草回数	除草時期	除草回数	除草時期	除草回数	除草時期
中分・植樹	2	①7~8月、②10~11月	1	8~9月	2	①6~7月、②10~11月
法面ほか	1	7~8月				

考察 → 中央分離帯・植樹・公園においては、交通安全や治安維持に波及するため、年2回の除草を実施しているものの、雑草の生育が速いため、それでも十分な状態でない。